

徳島市地域生活支援拠点事業ガイドライン

徳島市（以下「市」という。）における地域生活支援拠点の各機能の整備に係る必要事項を定めたガイドラインを策定し、本事業の円滑、有効かつ適正な推進を図る。

1 地域生活支援拠点の整備について

市では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活を支援する機能の集約を図る「地域生活支援拠点等」について、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5機能の整備を行う。

機能	内容
①相談	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
②緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
⑤地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 地域生活支援拠点登録事業所について

- (1) 市は地域生活支援拠点事業を行うにあたり、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定・障害児相談支援事業者等（以下「相談支援事業所等」という。）へ各機能の実施について協力を求める。
- (2) 地域生活支援拠点事業を行う事業者は、拠点登録について市と各機能における実施内容等について事前協議を行う。
- (3) 地域生活支援拠点事業を行う事業者は、実施する機能について、登録する事業所

の運営規定に追加記載を行うとともに、許可権者（特定・障害児相談支援事業所は市へ、その他については徳島県へ）に運営規程の変更届出書を提出する。

(4) 地域生活支援拠点事業を行う事業者は、「徳島市地域生活支援拠点事業 事業所登録申請書（様式第1号）」、変更後の運営規定、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を市へ提出し、登録を受ける。

(5) 市は地域生活支援拠点等に登録が完了した場合、登録を受けた事業者（以下「登録事業所」という。）に「徳島市地域生活支援拠点事業 事業所登録通知書（様式第3号）」を通知する。

(6) 事業所の登録事項又は人員体制等に変更があった場合は、変更後10日以内に、取り下げ（廃止又は休止）しようとするときは、その一月前までに「徳島市地域生活支援拠点事業 事業所登録変更・取下届出書（様式第2号）」を市へ提出する。なお、拠点機能に変更がある場合は事業所の運営規定、従業者に異動がある場合は、勤務の体制及び勤務形態一覧表を添付する。

(7) 登録事業所は、市と他の登録事業所と連携を図るため、「徳島市地域生活支援拠点連絡会」の会員となり情報提供等に努める。

3 運営規定への追加記載例について

地域生活支援拠点の役割を担う事業所として届出を行う際には、運営規程に次の記載例を参考に項目を追加する。

なお、下記の運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、実際に担う機能を記載すること。

運営規程の記載例
<p>その他運営に関する重要事項 （地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）</p> <p>第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示395号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。</p> <p>（1）相談 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握、登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート等や相談、その他の必要な支援を行う機能。</p> <p>（2）緊急時の受入・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。</p>

(3) 体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

4 「相談」機能の整備について

- (1) 市は、「相談」機能の整備として、24時間対応の相談支援専門員兼コーディネーター（以下「コーディネーター等」という。）が対応する「徳島市障害者緊急相談支援センター（以下「支援センター」という。）」を設置する。
- (2) 「支援センター」は、相談支援事業所等で相談支援を行った結果、緊急時の受け入れ・対応が必要な障害者（以下「対象者」という。）について、発生した問題を当該相談支援事業所等のみで解消できない場合に相談に応じる。
- (3) 「支援センター」は、市、相談支援事業所等、登録事業所等（以下「関係機関等」という。）と連携し、対象者の緊急時の受け入れ・対応のために情報収集等を行い、必要に応じて対象者の緊急時の受け入れ先を調整する。
- (4) 「支援センター」は、相談支援事業所等で対応が困難な場合の二次的相談窓口であるため、その電話番号は、関係機関にのみ公開する。

5 「緊急時の受け入れ・対応」機能の整備について

- (1) 市は、緊急時の受け入れ等に協力してもらうよう、指定短期入所事業所、指定共同生活援助事業所等（以下「短期入所事業所等」という。）に、地域生活支援拠点への登録を依頼する。
- (2) 市は、空床を1床以上確保し、緊急時の受け入れに対応する。
- (3) 登録事業所は、「支援センター」と連携し、迅速かつ円滑に対象者の受け入れを行うことができるよう、人的配置や設備等受け入れ体制の整備に努める。

6 「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」の登録及び対象者について

(1) 対象者の登録等について

「緊急時の受け入れ・対応」対象者については、事前登録制とし、市が作成する「徳島市地域生活支援拠点事業 緊急時要支援者台帳（以下「台帳」という。）」へ登録を行う。登録までの手順については、以下のとおり実施する。

- ①相談支援事業所等は、各事業所が把握する緊急時における対応が必要な障害

者・世帯について、本人及び保護者等の意向等を調査した上で、対象者に「徳島市地域生活支援拠点事業 緊急時要支援者台帳 登録申請書（様式第4号）」を提出させ、台帳に登録し、関係機関等で情報共有することに同意を求める。

②緊急時の受け入れの実施については、原則、給付制度を活用して行うこととするため、対象者が短期入所等の障害福祉サービスの支給決定を受けていない者については、障害福祉サービスの申請の勧奨及び申請に係る支援を行う。

③相談支援事業所等は、短期入所等の利用について、予め利用可能な事業所を確保するため、体験利用及び事業所との利用契約等に係る支援を行う。

④対象者は、緊急時要支援者台帳の登録事項に変更があった場合又は台帳登録を取り下げしようとするときは、速やかに「徳島市地域生活支援拠点事業 緊急時要支援者台帳 変更・取下届（様式第5号）」を提出する。

(2) 対象者の定義について

地域生活支援拠点の機能のうち、「相談」と「緊急時の受け入れ・対応」については、一体的な運用が必要であることから、その対象者を以下のとおりとする。

対象者は、「介護を行う親族等の疾病その他やむを得ない理由により、居宅で生活することができない障害児者であって、かつ、本人又は保護者等（以下「障害者等」という。）からの申し出もしくは関係機関がその状況を確認してから、速やかに支援が必要とみなされる者」とする。

また、対象者は(1)の台帳に登録した障害者等とするが、市が特に必要と認める場合は、この限りではない。

上記「その他やむを得ない理由」とは概ね以下のものとする。

①介護者の死亡、転居等

②虐待、脅迫、ストーカー等からの安全確保

③居宅生活困難（火災・崩壊・家無し・家出・経済的理由等）

④意思決定困難・判断力の低下等により一人で生活できない者

⑤生活の改善、身体・精神機能の改善を直ちに行う必要がある者（自傷・他害、徘徊、昼夜逆転・不穏興奮等）

⑥介護者の極度の心労等により生活の維持に支障を来す場合

⑦その他やむを得ない理由と市長が認める場合

(3) その他

医療行為を必要とする障害者については、福祉型事業所等での対応が困難であることが想定されるため、予めかかりつけ医等の医療機関や相談支援事業所等と緊急時の対応について協議を行うなどの連携に努めること。

なお、65歳以上の障害者については、原則、高齢者福祉・介護保険制度を優先するため、地域包括支援センター等高齢者福祉関係機関等への連絡調整等の支援を行い、当該障害者に障害福祉固有のサービス等が必要な場合は、高齢者福祉関係機関等と協力して支援を行うこと。

7 「相談」及び「緊急時の受け入れ・対応」の手順について

(1) 相談支援事業所等は、障害者等から相談があり、相談支援を行った結果、「緊急時の受け入れ・対応」が必要であると判断し、指定短期入所事業所等に問い合わせた結果、なお受け入れ事業所が見つからないなど問題の解消ができない場合であつて、かつ、上記5の対象者に該当する場合は、「支援センター」に緊急時の受け入れ・対応の依頼を行う。

(2) 「支援センター」は、相談支援事業所等からの連絡により、対象者であることを確認し、緊急時の受け入れ・対応のために必要な対象者についての情報収集等を行う。

(3) 「支援センター」は、登録事業所へ空室状況、人員体制等、対象者の受け入れ可否を確認し、受け入れ依頼を行うとともに、登録事業所へ対象者の情報提供等を行う。

(4) 登録事業所への受け入れについては、当該対象者が日常的に利用している障害福祉サービス事業所があれば優先的に受け入れ調整を行うこととし、これが困難な場合は、登録事業所のうち、当該障害者の受け入れが可能な事業所の調整を行うものとする。

更に受け入れ可能な登録事業所が見つからない場合は、空床を確保している事業所へ受け入れの調整を行う。なお、空床確保を行う事業所は医療行為の必要ない18歳以上の障害者を受け入れることができるものとし、精神障害者等で入院等の必要がある場合は、優先的に精神科病院等へ受け入れ調整を行うものとする。

(5) 「支援センター」は、原則、関係機関等を招集し、個別支援会議を開催し、緊急時の受け入れについて協議を行う。

ただし、緊急を要する場合については、ガイドラインの対象者に該当する者であつて、関係機関等と連絡調整が行われた場合については、個別支援会議の開催を省略し、緊急時の受け入れを行うことができる。

(6) 緊急時の受け入れの実施については、原則、給付制度を活用して行うこととするため、対象者は障害福祉サービスの支給決定を受けた者とする。支給決定を受けていない者等については、状況に応じ他制度を活用し受け入れを行うことができるものとする。(市と協議が必要)。

(7) 緊急時の短期入所等の利用日数については、原則7日以内とし、7日以内に緊急受け入れとなった問題が解消されないなど、やむを得ない理由により、更に受け入れ日数が必要な場合は、この限りではない(市と協議が必要)。

(8) 「支援センター」は、緊急の受け入れが完了したら、関係機関等を再度招集し、個別支援会議を開催する。障害者等の意向と再発防止を踏まえ、今後の処遇等について協議を行う。

(9) 「支援センター」は、対象者の緊急時の受け入れの問題が解消するまでは、関係機関等と協力し継続して支援を行う。

8 「体験の機会・場」機能の整備について

- (1) 市は、障害者の親元からの自立や病院・入所施設からの地域移行のために、障害福祉サービス等を体験的に利用することに協力してもらうよう、指定共同生活援助事業所、日中活動系サービス事業所等に、地域生活支援拠点等への登録を依頼する。
- (2) 市は体験利用する者に障害福祉サービスの支給決定が必要な場合、関係機関と連携し、速やかに支給決定の手続きを行う。
- (3) 登録事業所は相互に連携し、対象者が円滑に体験利用できるよう、受け入れ体制の整備に努める。

9 「専門的人材の確保・養成」機能の整備について

- (1) 市は「徳島市障害者自立支援協議会」又は登録事業所が参加する「徳島市地域生活支援拠点連絡会」において事例検討等を行うなど、障害者等の支援に従事する職員の資質向上を図るとともに、拠点登録事業所の連携を深める。
- (2) 市は、医療的ケア児又は強度行動障害を有する者等に対して専門的知識の獲得や専門的な対応が行える人材の養成について、県等が開催する研修の受講を勧奨するなど拠点登録事業所に専門的人材の確保を行う。

10 「地域の体制づくり」機能の整備について

- (1) 市は、「徳島市地域生活支援拠点連絡会」を設置し、関係機関等や登録事業所等での対応事例や課題検討、要支援者等の情報共有を図り、協議された内容については、徳島市障害者自立支援協議会等と共有する。
- (2) 市は、徳島市障害者自立支援協議会において、相談支援事業所等、地域包括支援センター等の各関係機関における地域課題等についての意見交換、事例検討等を行い、地域における体制づくりを行う。

11 地域生活支援拠点等に係る加算について

地域生活支援拠点等に係る加算については、国が示す参考様式等を使用し、市へ算定するために必要な届出を行う。

(1) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が対象の加算

【「相談」機能】

①地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所等の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合に受け入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に算定

【「地域の体制づくり」機能】

②地域体制強化共同支援加算 2,000単位/回（月1回を限度）

地域生活支援拠点等であること、又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、自立支援協議会に定期的に参画する特定相談支援事業所等の相談支援専門員が、困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合に算定

(2) 地域移行支援事業所が対象の加算

【「体験の機会・場」機能】

①障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ） 500単位/日（初日から5日目まで）

+50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

②障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ） 250単位/日（6日目から15日目まで）

+50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、15日以内に限り算定

【「体験の機会・場」機能】

③体験宿泊加算（Ⅰ） 300単位/日

+50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、体験宿泊加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を合計して15日以内に限り算定

④体験宿泊加算（Ⅱ） 700単位/日

+50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定に、体験宿泊加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を合計して15日以内に限り算定

(3) 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）が対象の加算

【「体験の機会・場」機能】

①障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ） 500単位/日（初日から5日目まで）

+50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

②障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ） 250単位/日（6日目から15日目まで）

+50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

指定障害者支援施設等において、地域移行支援の障害福祉サービス事業の体験利用を行う場合に、指定障害者支援施設等の従事者が以下のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該支援の内容等を記録した場合、15日以内に限り算定

・体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合（※体験者を受け入れる事業所が加算を算定できることではないことに留意）

・障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

【「緊急時の受入・対応」機能】

③緊急時受入加算 100単位/日

地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する日中系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に算定

(4) 障害者支援施設（施設入所支援）が対象の加算

【「体験の機会・場」機能】

①地域移行促進加算（Ⅰ） 120単位/日

地域生活支援拠点等に位置づけられるとともに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置し、施設入所者の体験的な宿泊支援に係る地域移行支援事業所との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定

②地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日

地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を、指定障害者支援施設の職員が同行した上で実施した場合に加算するもので、グループホーム等の見学や食事体験、地域の活動への参加等を行った場合に、1月につき3回に限り算定

(5) 訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）が対象の加算

【「緊急時の受入・対応」機能】

①緊急時対応加算 100単位/回（月2回を限度）

＋50単位/回（地域生活支援拠点等の場合）

個別支援計画に位置づけられていない訪問系サービスを、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定

(6) 自立生活援助事業所が対象の加算

【「緊急時の受入・対応」機能】

①緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位/日（訪問又は一時的な滞在による支援）

＋50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

②緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位/日（電話相談援助）

緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10

時から午前6時)に支援を行った場合に算定

(7) 地域定着支援事業所が対象の加算

【「緊急時の受入・対応」機能】

①緊急時支援費（Ⅰ） 712単位/日（訪問又は一時的な滞在による支援）
+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

②緊急時支援費（Ⅱ） 95単位/日（深夜における電話相談援助）
緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に電話による相談支援を行った場合に算定

(8) 短期入所事業所が対象の加算

①地域生活支援拠点等である場合の加算

+ 100単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

+ 200単位/日（①に加えて以下※の要件を満たす場合）

短期入所のサービス利用の開始日に加算（緊急時の受入れに限らない）

※平時から利用者の生活の状況等を把握するため、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合

(9) 計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援を一体的に行う事業所が対象の加算

①地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

以下のいずれかに該当する場合に算定する。

・ 計画相談支援 及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合

・ 計画相談支援 及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置づけられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

※配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。

※以上の内容は計画相談支援について記載(障害児相談支援についても同様)

附則

このガイドラインは、令和2年10月1日から施行する。

附則

このガイドラインは、令和6年8月30日から施行する。

(様式第1号)

徳島市地域生活支援拠点事業 事業所登録申請書

年 月 日

徳島市長 殿

届出者 所在地
事業者名
代表者氏名

印

このことについて、以下のとおり申請します。

申請する機能	<input type="checkbox"/> 相談	
	<input type="checkbox"/> 緊急相談支援センター	<input type="checkbox"/> 相談員・コールセンター数 人
	<input type="checkbox"/> 緊急時の受け入れ・対応	
	対応障害種別 <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 難病	
	サービス名	受け入れ可能人数
	<input type="checkbox"/> 短期入所	男： 人 女： 人 計 人
	<input type="checkbox"/> 共同生活援助	男： 人 女： 人 計 人
	<input type="checkbox"/> その他()	男： 人 女： 人 計 人
	<input type="checkbox"/> 体験の機会・場	
	対応障害種別 <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 難病	
サービス名	利用可能人数	
<input type="checkbox"/> 短期入所	男： 人 女： 人 計 人	
<input type="checkbox"/> 共同生活援助	男： 人 女： 人 計 人	
<input type="checkbox"/> その他()	男： 人 女： 人 計 人	
<input type="checkbox"/> 専門的人材の確保・養成 (内容：)		
<input type="checkbox"/> 地域の体制づくり		
フリガナ		
事業所名称		
事業所の所在地	〒 ー 徳島市	
連絡先	電話	() ー
	FAX	() ー
	メール	@

※拠点機能を担うことを記載した事業所の運営規定と従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を添付してください

(様式第2号)

徳島市地域生活支援拠点事業 事業所登録変更・取下届出書

年 月 日

徳島市長 殿

届出者 所在地
事業者名
代表者氏名

印

このことについて、以下のとおり届出します。

<input type="checkbox"/> 申請内容変更		
変更事項	変更前	変更後
事業所名称		
事業所所在地		
連絡先	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール	
機能の内容	<input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> 緊急時の受け入れ・対応 <input type="checkbox"/> 体験の機会・場 <input type="checkbox"/> 専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> 地域の体制づくり	
その他		
<input type="checkbox"/> 取り下げ		
取り下げする機能	<input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> 緊急時の受け入れ・対応 <input type="checkbox"/> 体験の機会・場 <input type="checkbox"/> 専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> 地域の体制づくり	
取り下げする理由	<input type="checkbox"/> 事業所廃止 <input type="checkbox"/> 事業所休止 <input type="checkbox"/> その他 ()	

※拠点機能に変更がある場合は事業所の運営規定、従業員に異動がある場合は、勤務の体制及び勤務形態一覧表を添付してください

(様式第3号)

徳島市地域生活支援拠点事業 事業所登録通知書

障福発第 号
年 月 日

殿

徳島市長

徳島市地域生活支援拠点等について、次のとおり登録したので通知します。

1 登録する機能

2 登録する事業所名

3 登録日

年 月 日

徳島市地域生活支援拠点事業 緊急時要支援者台帳 登録申請書

年 月 日

徳島市長 殿

次のとおり、徳島市地域生活支援拠点事業 緊急時要支援者台帳に登録します。
登録内容について、徳島市及び緊急時に受入を行う事業所等と情報が共有される
ことに同意します。

ふりがな		生年 月日	昭和・平成・令和 年 月 日
氏 名	Ⓜ		
住 所	〒		
電話番号 FAX		障害 程度	身体 () 級 知的 () 級 精神 () 級
相談支援 事業所名	連絡先 :		
緊急連絡先 (親族・後見 人等)	氏 名 : 続 柄 : 住 所 : 電話番号 :		
アレルギーの 有無・持病等	アレルギー 有 () ・ 無 () 持病 ()		
備 考			

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 登録者本人 <input type="checkbox"/> 登録者以外 (下欄に記入してください)		
氏 名		登録者 との関係	
住 所		電話番号	

障害者手帳 (写)、障害福祉サービス受給者証 (写) を添付し提出してください。

徳島市地域生活支援拠点事業 緊急時要支援者台帳 変更・取下届

年 月 日

徳島市長 殿

ふりがな		生年	昭和・平成・令和
登録者名	①	月日	年 月 日

このことについて、次のとおり届出します。

変更（変更箇所に記載して下さい） 取り下げ（以下記載必要無し）

住 所	〒		
電話番号 FAX		電話番号 FAX	
相談支援 事業所名	連絡先：		
緊急連絡先 （親族・後見 人等）	氏 名： 続 柄： 住 所： 電話番号：		
アレルギーの 有無・持病等	アレルギー 有（ ）・ 無（ ） 持病（ ）		
備 考			

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 登録者本人 <input type="checkbox"/> 登録者以外（下欄に記入してください）		
氏 名		登録者 との関係	
住 所		電話番号	

変更の場合は、障害者手帳（写）、障害福祉サービス受給者証（写）を添付し提出してください。